



政府統計

⑧ 平成28年中小企業実態基本調査
(調査票甲 個人事業者用)

個

平成28年8月

経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。

この調査票は税務申告等とは一切関係なく、記入者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

個人事業者用

事業所の所在地		電話番号 (代表)	
		記入者の氏名 (調査票内容の照会 に回答いただける方)	フリガナ
個人事業者 の名称	フリガナ	記入者の 電話番号	※代表と異なる場合のみ記入ください。
フリガナ			
整理番号			

印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、正しい企業情報にご訂正ください。

1 提出期限 平成28年9月1日(木)

2 問い合わせ先 中小企業実態基本調査事務局
0120-262-535 (フリーダイヤル)
平日9:00~18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

3 注意事項

- (1) この調査票は、個人事業者(個人企業)用の調査票です。貴社が法人企業の場合は、改めまして法人企業用の調査票をお送りしますので、問い合わせ先(事務局)へご連絡ください。
- (2) この調査は、中小企業者を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた企業全体について記入してください。
- (3) 平成27年分所得税青色申告決算書または平成27年分白色申告収支内訳書によって記入してください。それが困難な場合は、問い合わせ先(事務局)へご相談ください。

4 回答方法

○ インターネットによる回答方法

政府統計オンライン(<http://www.e-survey.go.jp>)にアクセスして、以下のログイン情報を入力してください。
回答補助機能が便利です。詳しくは同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。

政府統計コード

調査対象者ID (半角数字)

確認コード (半角英数字)

B U P E

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○ 郵送による回答方法

記入が終わった調査票を同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

5 提出先

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-15 錦精社神田ビル4階
中小企業庁事業環境部企画課調査室
中小企業実態基本調査事務局
(フリーダイヤル): 0120-262-535 (直通電話): 03-5577-2950
(受付時間) 平日 9:00-18:00(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

右ページ問2・問2付問1・問3・問3付問1・問5の記入説明

『問2』の企業全体の従業員数の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員は除きます。

個人事業主	個人企業の経営者。個人企業が共同で事業を行っている場合は、1人を「個人事業主」とし、他の人は常用雇用者とします。
無給家族従業員	個人事業主の家族で、賃金や給料を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている人。
常用雇用者	期間を定めずに、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、または平成28年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人。
正社員・正職員	一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。有給家族従業員（専従者で有給の人）も含まれます。ただし、有給・無給役員は除きます。
パート・アルバイト	常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「契約社員」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称で呼ばれている人。一般の社員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人。
臨時・日雇用者	1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人、または日々雇用している人。

『問2付問1』の他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員の合計数	他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員の合計数とは、「他社からの出向従業員(出向役員を含む)」または「他社からの派遣従業員」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業員は除きます。
他社からの出向従業員(出向役員を含む)	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。
他社からの派遣従業員	労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。

『問3』の海外の子会社、関連会社または事業所の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、貴社の子会社または貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても貴社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、貴社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。
海外の事業所	事業所とは、海外にある貴社の支店・営業所・工場などをいいます。

【問3付問1 記入上の注意点】

※ 国・地域については『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)を参考にしてください。

『問5』の売上(収入)金額及び経費などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 各調査項目と「青色申告」または「白色申告」の各科目の対応は、下表を参照してください。

項目		青色申告 平成 27 年分 所得税青色申告決算書				白色申告 平成 27 年分 白色申告収支内訳書		
		(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(農業所得用)	(一般用)	(不動産所得用)	(農業所得用)
①売上(収入)金額		①	④	④	⑦	④	⑤	⑦
②売上原価 (商品仕入原価、材料費、 労務費、外注費などの総額)		⑥	⑤			⑨		
経費	給料賃金 (専従者給与除く)	②①	⑥	⑪	②②	⑪	⑥	⑧
	地代家賃	②③	⑧	⑩	②④	⑮	⑨	⑨
	減価償却費	⑮	⑨	⑧	②①	⑬	⑦	⑩
	租税公課	⑧		⑤	⑧	①	①	①
	上記以外の経費	③②から上記の ②①、②③、⑮、⑧の 金額を除いた 金額	⑫から上記の ⑤、⑥、⑧、⑨の 金額を除いた 金額	⑮から上記の ⑪、⑩、⑧、⑤の 金額を除いた 金額	③⑤から上記の ②②、②④、②①、⑧の 金額を除いた 金額	⑮から上記の ①①、⑮、⑬、①の 金額を除いた 金額	⑫から上記の ⑥、⑨、⑦、①の 金額を除いた 金額	⑭から上記の ⑧、⑨、⑩、①の 金額を除いた 金額
	③経費の合計	③②	⑫から上記の ⑤の金額を除 いた金額	⑮	③⑤	⑮	⑫	⑭
④差引金額または 専従者控除前の所得金額		③③	⑬	⑮	③⑥	⑮	⑬	⑮

1. 企業の概要

※すべての方におうかがいします。

問1 事業を開始した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
(※創業した年でなく、事業を開始した年でお答えください。)

- | | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1. 平成27年(2015年)以降 | 4. 平成24年(2012年) | 7. 平成21年(2009年) | 9. 平成6年(1994年) |
| 2. 平成26年(2014年) | 5. 平成23年(2011年) | ~平成17年(2005年) | ~昭和60年(1985年) |
| 3. 平成25年(2013年) | 6. 平成22年(2010年) | 8. 平成16年(2004年) | 10. 昭和59年(1984年)以前 |
| | | ~平成7年(1995年) | |

問2 出向・派遣を除く、企業全体の従業者数を平成28年3月31日現在で記入してください。(男女別)
なお、「**個人事業主**」欄には、男女どちらかに、1人と記入してください。
(※ 他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者は除いて、記入してください。)

区分	⑥合 計 〔⑥=①+②+③+④+⑤〕 (※ 出向・派遣は除く)				内 訳									
					①個人事業主	②無給家族従業員	常用雇用者						⑤臨時・日雇用者	
							③正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)			④パート・アルバイト				
男				人		人		人			人			人
女				人		人		人			人			人

問2付問1 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数をそれぞれ平成28年3月31日現在で記入してください。(男女別)

区分	③合 計 〔③=①+②〕				内 訳			
					①他社からの出向従業者 (出向役員を含む)		②派遣従業者	
男					人	人	人	人
女					人	人	人	人

【問2付問1 記入上の注意点】
他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者がない場合には、「0」人と記入してください。
※定義については左ページ(2ページ)をご覧ください。

問3 貴社の海外展開について、おうかがいします。
海外に子会社、関連会社または事業所(支店・営業所・工場など)がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください(平成28年3月31日現在)。

1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある 2. 海外に子会社、関連会社または事業所がない

→ 問4へお進みください

問3付問1 問3で「1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
海外にある、子会社、関連会社または事業所の数を平成28年3月31日現在で記入してください。

項目	⑤〔合計〕海外にある、子会社、 関連会社または事業所の数 〔⑤=①+②+③+④〕			内 訳											
				①アジア			②ヨーロッパ			③北米			④その他の地域		
子会社			社			社			社			社			社
▶ 関連会社			社			社			社			社			社
事業所			箇所			箇所			箇所			箇所			箇所

2. 平成27年分決算について

※ すべての方におうかがいします。

問4 本調査票では、金額記入に関する質問がいくつかありますが、消費税の取り扱いについては、原則、税込みで記入してください。
ただし、会計処理上税込みで記入することが難しい場合は、下記の口内に「✓」を記入し、税抜きで記入してください。

☐

税抜きで記入する

これからの問いで、税抜きで記入する場合のみ、口内に「✓」を記入してください。税込みで記入できる場合は、問4は空欄で構いません。

問5 売上(収入)金額及び経費などを平成27年分決算の確定申告書類などを参照して記入してください。

項 目		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
①売上(収入)金額											,000 円
②売上原価 (商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額)											,000 円
経 費	給料賃金(専従者給与除く)										,000 円
	地代家賃										,000 円
	減価償却費										,000 円
	租税公課										,000 円
	上記以外の経費										,000 円
	③経費の合計										,000 円
④差引金額または専従者控除前の所得金額(①-②-③)											,000 円

【問5 記入上の注意点】

- 平成27年分の確定申告書類などを参照して記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 「差引金額または専従者控除前の所得金額」をあらわすマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。(例: ▲2000)

右ページ問7・問8・問8付問1・問9・問10の記入説明

『問7』の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

『問8』及び『問8付問1』の「リース契約」及び「新規リース契約額」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、概ね1年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。 土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。平成27年中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

『問9』の「研究開発」の内容は以下のとおりです。

研究開発	- 研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 - 開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計または既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することに伴う費用をいいます。 なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行なわれている品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削などの鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まれません。
------	--

研究開発とするもの（例）

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化・改良
（本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除きます。）
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

『問10』の「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」は、中小企業者等が支出した試験研究費の12%に相当する額の税額控除（当期の法人税額の25%（平成27年3月31日までの間に事業年度を開始する場合は30%）を限度とする）が認められる制度です。また、上記の措置に加え、当期の法人税額の10%を限度として、平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次の特例のいずれかを選択適用することが認められます。 ①増加試験研究費の額（試験研究費の額から比較試験研究費の額を差し引いた額）が比較試験研究費（過去3事業年度の試験研究費の平均額）の額の5%を超え、かつ、基準試験研究費（前2事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額）の額を超える場合には、増加試験研究費の30%（比較試験研究費の額に対する増加試験研究費の割合が30%未満の場合には当該割合）に相当する額の税額控除が認められます。 ②試験研究費の額が平均売上金額（直近4年間の平均売上額）の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合（試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合）を乗じた金額の税額控除が認められます。
----------------------	---

*国税庁資料より

右ページ問11・問12・問13の記入説明

『問11』の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
商標権	自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

『問12』の売上(収入)金額の業種別内訳の各調査項目の内容は以下のとおりです。

①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
②製造品売上金額	「製造品売上金額」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 以下の場合、[製造品売上金額]には含みませんので注意してください。 1. 仕入商品を加工せず他の事業者へ販売した場合の販売高⇒「⑥卸売の商品売上金額」に記入。 2. 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上金額」に記入。 3. 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上金額」に記入。
③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
⑤運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びごん包業、郵便業(信書便事業を含む)などの収入。
⑥卸売の商品売上金額	他の者から購入した(仕入れた)商品を、 その性質や形状を変えないで 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。
⑦小売の商品売上金額	「小売の商品売上金額」とは、仕入商品または製造した商品を 主として一般消費者(個人または家庭用消費者) に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。 なお、店舗を持たずに通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売した場合、家庭等を訪問し個人への物品販売または販売契約をした場合、自動販売機によって物品を販売する場合の販売高を含みます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者(個人または家庭用消費者)に直接販売する場合は、「②製造品売上金額」ではなく、この「⑦小売の商品売上金額」に記載してください。
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業(法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など)、広告業の収入。
⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店(食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など)、持ち帰りサービス業(すし、弁当など)、宅配飲食サービス業(宅配ピザ、給食センター、病院給食など)の収入。
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など)、娯楽業(映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など)の収入。
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業(建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など)の収入。
⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

【問12 記入上の注意点】

貴社の行っている事業が業種別内訳のどの項目にあてはまるのかは、上記問12の記入説明及び『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>)を参照してください。

【問13 記入上の注意点】

分類番号及び事業の種類については、『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>)を参照してください。

問11 貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある

2. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がない

▶問12へお進みください

問11付問1 問11で「1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成28年3月31日現在で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権の件数をそれぞれ記入してください。

内 容	所有しているもの				所有しているもののうち、 使用しているもの ※1				使用しているもののうち、 自社開発のもの			
特許権				件				件				件
実用新案権				件				件				件
意匠権				件				件				件
商標権				件				件				件

※1
「所有しているもの
のうち、使用してい
るもの」には、他社に
供与しているものも
含めてください。

次の大小関係となるよう記入してください。 所有しているもの ≥ 使用しているもの ≥ 自社開発のもの

問12 売上（収入）金額の内訳について平成27年分の確定申告書類などを参照して記入してください。

業種別内訳	割 合			
①建設事業の収入				%
②製造品売上金額				%
③加工賃収入				%
④情報通信事業の収入				%
⑤運輸、郵便事業の収入				%
⑥卸売の商品売上金額				%
⑦小売の商品売上金額				%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入				%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入				%
⑩宿泊事業の収入				%
⑪飲食サービス事業の収入				%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入				%
⑬サービス事業（他に分類されない）の収入				%
⑭その他の事業の収入				%
合 計	1	0	0	%

「①建設事業の収入」に記入がある場合は、9ページ問15も必ず記入してください。

【問13 記入上の注意点】

例) 下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④ 情報通信事業の収入」なので、問13では、「④ 情報通信事業の収入」を100%とし、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問12

業種別内訳	割 合			
①建設事業の収入				%
②製造品売上金額				%
③加工賃収入				%
④情報通信事業の収入		8	0	%
⑤運輸、郵便事業の収入				%
⑥卸売の商品売上金額				%
⑦小売の商品売上金額				%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入				%

問13

内 訳	分類番号	事業の種類（分類番号を含めお書きください。）	割 合			
第1位	4 0 1	インターネット附随サービス業		6	0	%
第2位	3 9 2	情報処理・提供サービス業		4	0	%
第3位						%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業				%
合 計			1	0	0	%

問13 「問12 売上（収入）金額の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目（貴社の主たる事業）についておうかがいします。貴社の主たる事業について、その内訳を売上金額（または収入金額）の多い順に、『業種分類表・国地域分類表』（オレンジ色の冊子）または中小企業実態基本調査【専用】業種分類検索システムから分類番号（3桁）を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。最も大きい割合を記入した内訳項目（貴社の主たる事業）のうち上位3つ以外のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号	事業の種類（分類番号を含めお書きください。）	割 合			
第1位						%
第2位						%
第3位						%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業				%
合 計			1	0	0	%

合計して
100%にな
るように、
記入して
ください。

3. 仕入先・販売先について ※すべての方におうかがいします。

問14 平成27年中に、原材料や商品（製品）の仕入れ・販売を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※自家消費目的やサービス（旅行など）の仕入れは除きます。）

1. 仕入れ・販売を行った

2. 仕入れ・販売を行っていない

右ページ問15・問16・問17の記入説明

『問15』の**工事の受注**についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 問15は、7ページ「問12 売上（収入）金額の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に数値を記入した方は、必ずご記入ください。それ以外の方は、「5. 受託の状況」問16へお進みください。

元請工事	発注者から直接請け負う建築工事、土木工事及び設備工事。
下請工事	発注者から直接ではなく、他の建設業者から下請けした建築工事、土木工事及び設備工事。
公共事業	国、特殊法人、地方公共団体などが発注する建築工事、土木工事及び設備工事。

『問16』の**受託**の内容は以下のとおりです。（※建設工事の受託は除きます。）

① 製造の受託	（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、または他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること。
② 修理の受託	（人手不足などの理由により）他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること。
③ プログラム作成の受託	（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託	（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること。
⑤ 役務提供の受託	（機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の受託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託	（人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により）他社が主業として行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の受託は含まれません。

『問17』の**委託**の内容は以下のとおりです。（※建設工事の委託は除きます。）

① 製造の委託	（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）貴社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、または貴社の自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。
② 修理の委託	（人手不足などの理由により）貴社が主業として請け負っている物品の修理、貴社の自己使用する物品の修理を他社に依頼すること。
③ プログラム作成の委託	（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）貴社が主業として行うプログラム作成を他社に依頼すること。
④ プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託	（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）貴社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを他社に依頼すること。
⑤ 役務提供の委託	（機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）貴社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を他社に依頼すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の委託	（人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により）貴社が主業として行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を他社に依頼すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。

4. 工事の受注について

【問15は、7ページ「問12 売上（収入）金額の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に数値を記入した方は、必ずご記入ください。】

【それ以外の方は、「5. 受託の状況」問16へお進みください。】

問15 平成27年中の**完成工事高**について、元請・下請工事別の発注社の数と金額を記入してください。また、元請工事については、「公共事業」・「公共事業以外の民間など」別に記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。なお、同じ会社から複数受注した場合、発注社の数は1社となります。

項 目		発注社の数 ※1	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
元請工事	公共事業										
	公共事業以外の民間など										
下請工事											
合 計											

※1

発注社の数には、工事の件数ではなく、貴社が受注した先の社数（1社から複数受注した場合は1社となります）を記入してください。

5. 受託の状況

【主たる事業が「建設業」の場合（「問12 売上（収入）金額の内訳」で「① 建設事業の収入」の割合が最も大きかった方）は記入不要です。「6. 委託の状況」問17へお進みください。】

問16 平成27年中に、**左ページ（8ページ）問16の記入説明に掲げる受託**がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※建設工事の受託は除きます。）

1. 受託があった

2. 受託がなかった

→ 問17へお進みください

問16付問1 問16で「1. 受託があった」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成27年中に受託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

受託の金額	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千

,000 円

6. 委託の状況 ※ すべての方におうかがいします。

問17 平成27年中に、**左ページ（8ページ）問17の記入説明に掲げる委託**を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※建設工事の委託は除きます。）

1. 委託を行った

2. 委託を行っていない

問17付問1 問17で「1. 委託を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成27年中に委託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

委託の金額	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千

,000 円

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、よろしくお願いいたします。
記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（黄色）に入れ、**9月1日（木）までに**ポストに投函してください。（切手は不要です。）

SAMPLE

ご回答は、インターネットがお勧めです。

インターネットでのご回答には合計値の自動計算など、回答に便利な機能があります。

詳しくは、同封の「調査のご案内（2ページ目以降）」をご確認ください。